

9. 自動車排出ガス規制等適合ディーゼル車導入促進助成

1.事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止対策の一環として、温室効果ガスであるCO₂排出削減およびPM・NO_x・HC値の削減を目的に、ディーゼルエンジンの最新排出ガス規制等適合車両を導入する際に、その費用の一部を助成します。 ディーゼルエンジンの最新排出ガス規制等適合車両でかつ、運転時の操作作業が簡素化されることにより安定した燃料消費量で運行することができ、併せて労力軽減にもつながるオートマチック・セミオートマチックの車両については補助を上乗せし助成します。 																	
2.助成期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から令和4年2月15日まで ※ただし、予算に達した場合は、申請期間内であっても終了（打ち切り）します。 																	
3.対象車両	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガス規制等適合ディーゼル車（「平成28年排出ガス規制適合車」で、自動車検査証に記載の「型式」が下表のいずれかであること。） ※記載のない型式であっても対象となる場合があります。 <table border="1" data-bbox="443 611 1449 817"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">平成27年度重量車燃費基準</th> </tr> <tr> <th>未達成</th> <th>達成</th> <th>+5%以上 達成</th> <th>+10%以上 達成</th> <th>+15%以上 達成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年排出ガス規制 適合車</td> <td>2DG</td> <td>2KG</td> <td>2PG</td> <td>2RG</td> <td>2TG</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度重量車燃費基準					未達成	達成	+5%以上 達成	+10%以上 達成	+15%以上 達成	平成28年排出ガス規制 適合車	2DG	2KG	2PG	2RG	2TG
	平成27年度重量車燃費基準																	
	未達成	達成	+5%以上 達成	+10%以上 達成	+15%以上 達成													
平成28年排出ガス規制 適合車	2DG	2KG	2PG	2RG	2TG													
4.助成条件	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間内に新車新規登録（初度登録）をし、支払いが完了すること。 新車新規登録時から継続して県内認可営業所に配置する事業用トラックであること。 買取により導入し（リースおよび割賦購入は不可）、支払いが完了すること。 自動車検査証に記載の「所有者」および「使用者」が申請者（会員事業者）であること。 環境対応車（CNG車・ハイブリッド車）導入促進助成金申請と併用はできません。 																	
5.予算総額	<ul style="list-style-type: none"> 3,000万円 																	
6.助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 1台あたりの助成額 < 1事業者3台（①②の合計）まで> ①総重量8トン以上 10万円【かつAT車（※1）の場合は、プラス3万円を上乗せ補助】／1台 ②総重量8トン未満 5万円【かつAT車（※1）の場合は、プラス1万円を上乗せ補助】／1台 ※1）助成対象のAT車は、トランスミッションが「オートマチック」、「セミオートマチック（AMT）」であることが条件。 ※2）ガソリン・CNG・ハイブリッド車のAT車（オートマチック・セミオートマチック〔AMT〕）は助成対象外。 																	
7.助成要件	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件をすべて満たしていることを必要とします。 ①静岡県トラック協会の会員となり、2カ月以上経過していること。 ②本助成申請時の直近までの会費が完納されていること。 ③社会保険に加入していること。 																	
8.申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。 ①交付申請書（助成金請求書） ②領収書の写し ※対象車両の登録番号または車台番号の記載が必要です。 ※手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了（決済）している必要があります。 ③自動車検査証の写し ※所有者名・使用者名が同一、かつ、申請者（会員事業者）である必要があります。 ※移転登録の場合は新規登録時の自動車検査証の写しも添付してください。 ④AT車（オートマチック・セミオートマチック〔AMT〕）販売証明書 ※AT車（オートマチック・セミオートマチック〔AMT〕）の場合は、添付してください。 ⑤「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し…厚労省年金局が発行する直近のもの ⑥振込先通帳（小切手帳）の写し ※金融機関（支店）名・口座名義（カナ）・預金種類・口座番号記載のもの 																	